

○後志広域連合議会定例会条例

〔平成19年 5 月31日〕
条例第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第 2 項の規定に基づき、後志広域連合議会の定例会の回数は、年 2 回とし、2 月及び11月に招集する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成19年の定例会）

2 本則の規定にかかわらず、平成19年の定例会は、1 回とする。